

指名競争入札に係る諸条件

1 入札対象業務

- (1) 案件名称 道路修繕（市道１０７０号線）
- (2) 案件場所 越谷市大字大林地内
- (3) 履行期間 令和 ７年１１月１７日から令和 ８年 ２月２７日まで

2 入札執行に関する事項

- (1) 入札保証金
免除 越谷市契約規則第９条第１項第２号の規定により免除
- (2) 最低制限価格
採用する。
- (3) 質疑回答
質疑がある場合は、電子入札システムにより提出してください。
なお、質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないでください。
質疑があった場合は、その回答を電子入札システムにより公開します。また、質疑に対する回答はすべての参加者が閲覧できるようにします。
質疑期間：令和 ７年１０月３０日（木）正午まで（システム休止時間を除く。）
質疑回答：令和 ７年１０月３１日（金）午後５時００分までに回答する。

(4) 入札書の提出期間

令和 ７年１１月 ４日（火）午前８時３０分から
令和 ７年１１月１０日（月）午後５時００分まで（システム休止時間を除く。）

(5) 提出書類

入札書は、入札金額見積内訳書を添付して、電子入札システムにより提出してください。内訳書が添付されていない場合、又は内容に不備がある場合は無効となります。

(6) 開札日時

令和 ７年１１月１１日（火）午前１１時１５分

(7) 開札場所

契約課 事務室内

(8) 開札場所

ア 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 再度入札は１回とする。詳細については「越谷市公共工事等電子入札運用基準」を参照のこと。スケジュールは電子入札システムにより通知する。

3 契約の特定条件

(1) 契約保証金

要 契約金額の100分の10以上

(ただし、越谷市契約規則第32条各号該当の場合は免除)

契約金額が500万円以上の場合は、同条第1号又は2号該当に限る。

(2) 支払条件

完了払(一括)とする。

4 その他

【共通事項】

(1) 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。入札書受付期間内に電子入札システムにより辞退してください。

(2) 過去1年間に贈賄などの不正行為により逮捕等され又は本市内で事故等を起こし、かつ、市に通報していない場合は、入札書提出締切日2日前までに申し出てください。

(3) 指名通知を受けた日において建設業法第3条の規定に基づく許可及び越谷市の競争入札参加資格登録の内容に相違がある場合は、速やかに申し出てください。

(4) 仕様書で表現されている「県単」は「市単」と読み替えるものとする。

(5) 談合等の不正な行為を行っていた場合、契約金額の100分の20以上の損害賠償額を徴収します。

【工事・修繕の場合】

(1) 配置予定技術者について

落札した場合、速やかに配置予定の技術者名等を報告してください。

なお、様式は越谷市ホームページからダウンロードして使用してください。また、契約金額が4,500万円(建築工事については9,000万円)以上と未満の場合では様式が異なるため、注意してください。

配置予定の技術者は、当該工事に対応する法の許可業種に係る技術者の資格を有する者で、建設業法第26条の規定に基づき、当該工事に配置することができる者としてください。

なお、運用に当たっては、国土交通省の定めた「監理技術者制度運用マニュアル」を準用します。

(2) 現場代理人について

原則として、契約締結時に提出した現場代理人の変更は、職務執行について著しく不適当と認められる場合を除き、認めません。ただし、傷病や退職等の特別な事情がある場合は、「監理技術者制度運用マニュアル」を準用し判断しますので、書面により申し出てください。この場合、医師の診断書等の書類の提出を求める場合があります。

(3) 工事实績情報(CORINS)への登録について

受注時又は変更時において契約金額が500万円以上の建設工事の受注者は、越谷市土木・建築工事共通仕様書等に基づき、CORINSに工事实績データの登録を行う必

要があります。登録を行う場合は、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事発注課へ提出し監督職員の確認を受け、「受注登録」は契約後10日以内に、「変更登録」は変更があった日から10日以内に、「竣工登録」は工事完成検査合格後10日以内に、

訂正時は速やかに（一財）日本建設情報総合センターに登録申請を行ってください。

（４）工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の２第２項の規定に基づき工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、様式は、越谷市ホームページからダウンロードして使用すること。

5 問い合わせ

入札内容：越谷市役所総務部契約課

工事内容：越谷市役所建設部維持管理課